

体幹装具について

前回会議の議論を踏まえ、体幹装具の支給基準について意見をお聞きし、次のとおりまとめた。

1 支給基準（案）

現行と同じ「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けと見込まれる者」に対し、体幹を支持するため医師が必要と認める「金属枠、硬性、軟性、骨盤帯」のいずれかを支給する。

2 障害認定基準との整合性についての考え方

体幹装具の支給対象者である障害等級第8級以上の荷重障害には、硬性装具を常に必要とする者であり、体幹を十分に支持するために硬性装具の装着を常時必要とする者が該当するが、被災労働者にとっては、現実的には、硬性装具を常時装着していることは身体的に大変厳しいことから、本来必要な体幹の支持効果を見込むことができないものの、軟性装具の装着を行わざるを得ないことも多いので、そのような場合には軟性装具等を認めて差し支えないと考える。